

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第132号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「県道吉名停車場線の『峠橋』は、昭和29年に設置されたことが立証されていますが、『峠橋歩道』の設置時期は、竹原支局の説明によれば、詳細は分からないとのことで立証されていません。また、昭和49年通達の砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準は、昭和29年に設置された峠橋には適用する必要がないことを竹原支局は力説していますが、『峠橋歩道』の設置時期が不明であり、かつ、設置基準（桁下高、位置、方向）を充足していない疑義があるにもかかわらず、改善計画の検討を放置しています。事実関係を明確にするため、当該峠橋歩道の設置時期及び改善計画等を記載した文書の全てを開示請求の対象とします。」と記載された開示請求書による行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県道峠橋に併設されている峠橋歩道に係る「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準(昭和49年7月1日付け建河砂発第40号建設省河川局砂防課長通知)」(以下「橋りょう等設置基準」という。)の法的判断において重要な事項であるにもかかわらず、峠橋歩道の設置時期を記載した文書等がないというのは、常識では考えら

れないことであり、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）が存在する文書を隠匿している疑義がある。

- (2) 該当する文書がないということは、設置した時期が不明な峠橋歩道に、橋りょう等設置基準を適用する可能性があることを隠匿しようとしたものと解釈せざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 峠橋歩道の設置時期を記載した文書について

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項には、「道路管理者は、その管理する道路の台帳（略）を調製し、これを保管しなければならない。」と規定されており、この道路台帳は、道路管理者が管理する道路について、管理上の基礎的な事項を総括して把握することを目的に設けられたものである。

また、道路台帳の記載事項等については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）により定められており、橋りょうに関しては、道路法施行規則別記様式第四の第四表の橋梁調書（以下「橋りょう調書」という。）により、名称、箇所、延長、幅員、面積、橋種及び形式、建設年次等を記載することとされている。本県においても、これらの規定に基づき各橋りょうごとに橋りょう調書を作成し管理している。

- (2) 峠橋に係る橋りょう調書を確認したところ、峠橋は、延長9.1メートル、車道幅員4.6メートル、歩道幅員1.5メートルで、事業年度は1954年と記載されている。また、橋りょう調書では、車道部と歩道部を事業年度ごとに区分して記載することとはされていない。したがって、車道部と歩道部の事業年度が異なっていると考えられるとしても、橋りょう調書の記載からは、峠橋歩道がいつ設置されたかは不明である。
- (3) また、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地内の河川（以下「砂防河川」という。）に橋りょうを設置する場合は、橋りょうの桁下高や余裕高、支間長など、砂防指定地内における地形、地質等を勘案して、設置しようとする橋りょうが満たすべき構造を定めた橋りょう等設置基準に適合しなければならないこととされている。しかし、橋りょう調書における事業年度の記載の主な目的は、橋りょうの補修や補強時期等を判断し、計画的に維持管理することであるから、異議申立人が主張するような橋りょう等設置基準の法的判断を行うために記載されているものではない。
- (4) なお、峠橋歩道に係る設計書、検査調書等については、保存年限が満了しているため保存されていない。

2 峠橋歩道の改善計画等を記載した文書について

- (1) 通常、橋りょうの改築は、河川工事の計画がある場合に、当該河川改修計画に合わせて、その附帯工事として行われる場合と、道路工事の計画がある場合に、当該道路工事として行われる場合並びにこれらの工事が同時に行われる場合があるが、峠橋歩道については、いずれの計画も作成されていないため、改善計画を記載した文書も存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人は、竹原支局から峠橋歩道の設置時期が不明である旨の説明を受けているが、設置時期が不明だということは、峠／橋歩道が橋りょう等設置基準の適用を受ける可能性があることから、「事実関係を明確にするため、当該峠橋歩道の設置時期及び改善計画等を記載した文書」の開示を請求したものである。

なお、「改善計画等」がどのような計画を指すのかについては、上記第2の1のとおり、異議申立人は、開示請求書に、「設置基準（桁下高，位置，方向）を充足していない疑義があるにもかかわらず、改善計画の検討を放置しています。」と記載していることを踏まえると、「改善計画等」とは、峠橋歩道が橋りょう等設置基準に適合するようにするための工事計画を指すものと考えられる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 両当事者の主張の概要

異議申立人は、橋りょう等設置基準の法的判断において重要な事項である峠橋歩道の設置時期を記載した文書等がないというのは、常識では考えられない旨を主張する。

これに対し、実施機関は、道路台帳の橋りょう調書には橋りょうの建設年次を記載することとされているが、車道部と歩道部を事業年度ごとに区分して記載することとはされていないため、峠橋歩道の車道部と歩道部の事業年度が異なっていると考えられるとしても、橋りょう調書の記載からは、峠橋歩道がいつ設置されたかは不明であること及び峠橋歩道に係る設計書、検査調書等は、保存年限満了により保管されていないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

(2) 峠橋歩道の設置時期を記載した文書について

峠橋歩道の設置時期を記載した文書としては、道路台帳の橋りょう調書、砂防設備の占用許可台帳又は峠橋歩道を設置した際の設計図書、検査調書等が考えられる。

当審査会において、峠橋に係る橋りょう調書を見分したところ、当該橋りょう調書には、上記第4の1の(2)のとおり記載されており、峠橋の歩道部分の設置時期は明記されていないことが認められた。

また、砂防設備の占用許可台帳には峠橋の歩道部分についての記録は認められないこと及び峠橋歩道の設計図書、検査調書等は保存年限満了により保存されていないことが不自然ではないことは、当審査会が別の異議申立てに対する答申（諮問（情）第73号）で判断したとおりである。

したがって、峠橋歩道の設置時期を記載した行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 峠橋歩道の改善計画等を記載した文書について

峠橋歩道は県道の一部であり、また、異議申立人が主張するように、橋りょう等設置基準を満たすために峠橋歩道の桁下高，位置，方向などを変更する必要があるとすれば、峠橋歩道に加え、周辺の県道整備も必要になると考えられることから、

峠橋歩道の「改善計画等」があるとすれば、県道の整備計画に位置付けられるものと考えられる。

当審査会において、当時の竹原支局管内における県道の整備計画（広島県新道路整備計画 地域事務所別道路整備計画（東広島地域事務所建設局竹原市支局分））を見分したところ、峠橋歩道が含まれる県道吉名停車場線の整備は計画されていなかった。

なお、橋りょうの改築が河川改修工事の附帯工事として行われる場合があるとしても、本件請求は、峠橋歩道付近で平成 13 年度及び平成 14 年度に実施された砂防河川の護岸修繕工事から間もない時期に行われたものであることから、本件請求の時に新たな河川改修工事が計画されていなくても不自然ではない。

(4) したがって、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 11. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 6. 26 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 31 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授